亀山市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月26日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第1号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

亀山市手数料条例(平成17年亀山市条例第57号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改正後 | | | | 改正前 | | |
|------------------|----|---------------|---|--------------------|---------------|--|
| 別表第2(第2条関係) | | | 別 | 別表第2(第2条関係) | | |
| 危険物関係手数料 | | | | 危険物関係手数料 | | |
| 手数料 徴収す 事務 | る | 金額(1件につき) | | 手数料を 徴収する 事務 | 金額(1件につき) | |
| [略] | | [略] | | [略] | [略] | |
| 3 消防 | 法 | [ア〜エ 略] | | 3 消防法 | [ア〜エ 略] | |
| 第11 | 条 | オ 浮き屋根式特定屋外タ | | 第11条 | オ 浮き屋根式特定屋外タ | |
| 第1項 | 前 | ンク貯蔵所及び浮き蓋付 | | 第1項前 | ンク貯蔵所及び浮き蓋付 | |
| 段の規 | 定 | 特定屋外タンク貯蔵所の | | 段の規定 | 特定屋外タンク貯蔵所の | |
| に基づ | うく | 設置の許可の申請に係る | | に基づく | 設置の許可の申請に係る | |
| 貯蔵所 | ſΦ | 審査 次に掲げる浮き屋 | | 貯蔵所の | 審査 次に掲げる浮き屋 | |
| 設置の | 許 | 根式特定屋外タンク貯蔵 | | 設置の許 | 根式特定屋外タンク貯蔵 | |
| 可の申 | 請 | 所及び浮き蓋付特定屋外 | | 可の申請 | 所及び浮き蓋付特定屋外 | |
| に対す | る | タンク貯蔵所の区分に応 | | に対する | タンク貯蔵所の区分に応 | |
| 審査 | | じ、それぞれ次に定める | | 審査 | じ、それぞれ次に定める | |
| | | 金額 | | 金額 | | |
| | | (ア) 危険物の貯蔵最大数 | | | (ア) 危険物の貯蔵最大数 | |
| | | 量が1,000キロリ | | | 量が1、000キロリ | |
| | | ットル以上5,000 | | | ットル以上5,000 | |
| | | キロリットル未満の浮 | | | キロリットル未満の浮 | |
| | | き屋根式特定屋外タン | | | き屋根式特定屋外タン | |
| | | ク貯蔵所及び浮き蓋付 | | | ク貯蔵所及び浮き蓋付 | |

- 特定屋外タンク貯蔵所 1,450,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大 数量が5,000キ ロリットル以上1万 キロリットル未満の浮 き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所及び浮き蓋付 特定屋外タンク貯蔵所 1,720,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋 根式特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き蓋付 特定屋外タンク貯蔵所 1,920,000円
- (エ) 危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリットル以上10万キロ リットル未満の浮き 屋根式特定屋外タン ク貯蔵所及び浮き蓋付 特定屋外タンク貯蔵所 2,360,000円
- (オ) 危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリットル以上20万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所2,740,000円
- (カ) 危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付

- 特定屋外タンク貯蔵所 1,180,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大 数量が5,000キ ロリットル以上1万 キロリットル未満の浮 き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所及び浮き蓋付 特定屋外タンク貯蔵所 1,410,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋 根式特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き蓋付 特定屋外タンク貯蔵所 1,590,000円
- (エ) 危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリットル以上10万キロ リットル未満の浮き 屋根式特定屋外タン ク貯蔵所及び浮き蓋付 特定屋外タンク貯蔵所 1,950,000円
- (オ) 危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリットル以上20万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所とで見りである。270,000円
- (カ) 危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付

| | 特定屋外タンク貯蔵所 5,640,000円 (キ)危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリットルよ満のアキロリットル未満のアシーののの でを屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付 特定屋外タンク貯蔵所 7,240,000円 (ク)危険物の貯蔵最リットがの所でを 数量が40万キロリットがの所でを を関係をしている。 数量が40万キロトットがでを がりた。 がりた。 がりた。 がりた。 がりた。 がりた。 がりた。 がりた。 |
|-----|---|
| [略] | (カーシ 略) [断] |

| 特定屋外タンク貯蔵所 | | | | |
|--------------|--|--|--|--|
| 4, 550, 000円 | | | | |
| (キ) 危険物の貯蔵最大 | | | | |
| 数量が30万キロリ | | | | |
| ットル以上40万キ | | | | |
| ロリットル未満の浮 | | | | |
| き屋根式特定屋外タン | | | | |
| ク貯蔵所及び浮き蓋付 | | | | |
| 特定屋外タンク貯蔵所 | | | | |
| 5,820,000円 | | | | |
| (ク) 危険物の貯蔵最大 | | | | |
| 数量が40万キロリ | | | | |
| ットル以上の浮き屋 | | | | |
| 根式特定屋外タンク | | | | |
| 貯蔵所及び浮き蓋付 | | | | |
| 特定屋外タンク貯蔵所 | | | | |
| 7, 070, 000円 | | | | |
| [カ〜シ 略] | | | | |
| [略] | | | | |

備考 表中の[]の記載は注記である。

別表第1の4の項中「若しくは第3項」を削り、「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表中33の項を35の項とし、12の項から32の項までを2項ずつ繰り下げ、同表11の項中「に基づく犬の登録」の次に「(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定の適用がある場合を除く。)」を加え、同項を同表13の項とし、同表中10の項を12の項とし、同表9の項中「受理した書類の閲覧」を「受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」に、「届書その他の書類」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの」に、「1件」を「又は届書等情報の内容を表示したもの」に、「1件」を「又は届書等情報の内容を表示したもの1件」に改め、同項を同表11の項とし、同表8の項中「交付又は」を「交付、」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、「受理証明書又は」を「受理証明書、」に改め、「記載事項証明書」の次に「又は届書等情報内容証明書」を加え、同項

[略]

を同表10の項とし、同表7の項中「若しくは第3項」を削り、同項を同表8の項とし、 同項の次に次のように加える。

9 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づ く除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情 報通信技術を活用した行政の推進等に関する 法律第7条第1項の規定により同法第6条第 1項に規定する電子情報処理組織を使用する 方法により除籍電子証明書提供用識別符号の 発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証 明書の請求が同項の規定により同項に規定す る電子情報処理組織を使用する方法により行 われた場合に限る。) における当該発行及び 除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る 除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該 除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項 を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本 又は除籍証明書の請求を行う場合における当 該発行を除く。)

除籍電子証明書除籍電子証明提供用識別符号書提供用識別発行手数料符号1件につき700円

別表第1の6の項中「若しくは第3項」を削り、「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表7の項とし、同表5の項中「若しくは第3項」を削り、同項の次に次のように加える。

6 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づ く戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する 法律(平成14年法律第151号)第7条第 1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省 戸籍電子証明書 提供用識別符号 発行手数料 戸籍電子証明 書提供用識別 符号1件につ き400円 令で定めるものに限る。以下この項において 同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符 号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電 子証明書の請求が同条第1項の規定により同 項に規定する電子情報処理組織を使用する方 法により行われた場合に限る。)における当 該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の 発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が 同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と 同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄 本又は戸籍証明書の請求を行う場合における 当該発行を除く。)

別表第3の1の表に次のように加える。

| 15 建築基準法施行令(昭和25 年政令第338号。以下この表に おいて「令」という。)第137 条の12第6項の規定に基づく用 途の変更を伴わない大規模の修繕 又は大規模の模様替に関する制限 の緩和に係る認定の申請に対する 審査 | 用途の変更を伴わない大 規模の修繕又は大規模の 模様替に関する制限の緩 和に係る認定申請手数料 | 27,000円 |
|--|--|---------|
| 16 令第137条の12第7項の 規定に基づく形態の変更を伴わな い大規模の修繕又は大規模の模様 替に関する制限の緩和に係る認定 の申請に対する審査 | 形態の変更を伴わない大 規模の修繕又は大規模の 模様替に関する制限の緩 和に係る認定申請手数料 | 27,000円 |

別表第6中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定(同表11の項中「に基づく犬の登録」の次に「(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定の適用がある場合を除く。)」を加える部分を除く。)は、令和6年3月1日から施行する。